

高松市多肥下町1593番地9
株式会社ロータリーハウス
代表取締役 増元 竜彦 様

高松市長 大 西 秀 人



許 可
開発行為 通知書
~~不許可~~

平成27年9月10日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する

ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

~~許可しない~~

1 許可の条件 (~~不許可の理由~~)

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・4号重力式擁壁の載荷重は 10.0kN/m^2 以下とすること。
- ・1号～3号重力式擁壁から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は 3.5kN/m^2 以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市春日町 字川南
377番1、同番3の一部、392番4、同番5の一部
及び地先農道

(実測地積) $1,183.78\text{m}^2$

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「処分の取消しの訴え」といいます。）は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき相当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、1中「都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」に読み替えることができ、処分の取消しの訴えは、1の後段によらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（高松市開発審査会に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったこと知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。